

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	PFOA等のフッ素樹脂原材料を規制したとしても成型品に残留する場合、PFOA等のフッ素樹脂原材料を使用した製品には最低でも明示義務といった規制を課すべき。また、輸入規制対象の製品には非意図的にPFOAを含有する樹脂も含めるべき。	<p>原案のとおりといたします。</p> <p>PFOA又はその塩の製造、輸入、使用等が規制されることにより、PFOA又はその塩を使用した成形品を含め製品の生産がなくなるため、製品について表示を行う必要はないと考えています。</p> <p>フッ素樹脂につきましては、PFOA又はその塩が含有されていた場合、これを製造・輸入・使用することは第一種特定化学物質の製造・輸入・使用に該当するため、原則禁止となります。なお、PFOA又はその塩が微量副生してフッ素樹脂に非意図的に含有する場合に、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減している等と認められる場合は、第一種特定化学物質としては取り扱わない運用は、他の第一種特定化学物質同様、適切に運用してまいります。</p>
2	「ジコホル」、「ペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という。）又はその塩」を第一種特定化学物質に追加指定することについて賛成であるが、第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品のうち、「PFOA又はその塩」の、二、六、十、十一については、はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした製品類であるので、連続した番号かつ表位置とした方が識別しやすいのではないかと。	<p>原案のとおりといたします。</p> <p>輸入する際の識別のしやすさから、輸入禁止製品については、従来から輸入する品目の分類として近いもので並べています。</p>
3	インシロコ手法による有害性評価を導入するにあたっての課題と提案について議題にあげ、これらの課題解決に向けて予算をつけ、具体的に進めていってほしい。	御意見有り難うございます。今後の施策の参考にさせていただきます。
4	政令第7条改正案に記載の、各々の輸入禁止製品の輸出入統計品目番号（HSコード）について、明示をお願い致します。	<p>経済産業省化学物質管理課化学物質安全室HP（下記）に掲載の「（お知らせ）化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」において今後公表する予定ですので、お待ちください。</p> <p><a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html</a></p>
5	条約との不整合な状態がこのまま続くことを懸念します。極端な話ですが、日本の対応を快く思わない団体が、PFOAの類縁物質で自国内で禁止された物質を意図的に日本に送り込むと言った状況は考えられないでしょうか。今更ですが、提案されたPOPRC11の時に議論を尽くすべきだったと思います。別件ですが、UV-328も長距離移動の原則に合致するかを棚上げて附属書Eに進めており、心配です。	御意見有り難うございます。今後の施策の参考にさせていただきます。
6	PFOA関連物質についても、早急に指定するよう、検討のスピードを加速させてください。	PFOA関連物質につきましても、第一種特定化学物質に指定するための検討をしているところですので、可能な限り速やかに対応いたします。

7	<p>今般の化審法施行令の改正につきまして、次の様な要望を致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サプライチェーンの下流事業者では、副生PFOAに関して適切な対応がとられているかの確認に時間を要するため、閣議決定から施行迄の期間を延長（閣議決定4月から施行期日10月中旬は短いと考えております。公布から施行迄の期間を1年程度頂きたい）</li> <li>・「副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）」についてPFOAの項目追記したお知らせを早く発出頂く</li> <li>・サプライチェーン間の情報伝達（調査依頼内容）が適切に行われるように各業界団体への周知及び改正化審法（副生されるPFOA）の説明会の実施</li> <li>・諸外国（EUのREACH規制以外）における副生されるPFOAの規制情報の情報収集と開示</li> </ul>	<p>原案のとおりといたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・副生したPFOAについて、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下、「化審法」という。）では、第一種特定化学物質に該当する化学物質が他の化学物質に副生成物として含まれる場合であって、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減している等と認められる場合は、第一種特定化学物質として取り扱わないこととしています。「副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて(お知らせ) 平成31年3月29日版」に記載のとおり、副生する第一種特定化学物質が微量に含まれることが認められた場合には、速やかに第一種特定化学物質の含有量の低減方策等とあわせて自主管理上限値を設定し、その旨を文書で厚生労働省、経済産業省及び環境省に提出することを求めています。副生PFOAを含有する化学物質の製造事業者、輸入事業者がこの文書の提出を行っているかについては、関係する事業者間で、求めに応じて提供されるべきものであり、その確認のために閣議決定から施行までの期間を延長する必要はないと考えます。</li> <li>・「副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて(お知らせ) 平成31年3月29日版」にPFOAの項目を追記する予定はありません。当該お知らせは、特定の第一種特定化学物質を対象としたものではありませんので、PFOAについても現在のお知らせに沿って報告をお願いします。これまでも各業界団体へ説明等しているところですが、引き続き適切な周知に努めてまいります。</li> <li>・各国における副生されるPFOAの規制情報につきましては、引き続き情報収集してまいります。</li> </ul>
8	<p>我が国のふっ素樹脂メーカー各社は、製造時のPFOAの使用を2013年末までに全廃されていましたが、添加剤として販売されているPTFEマイクロパウダーは、代替品が無いものの、生産時に非意図的に微量のPFOAが発生し含有すること判明しました。</p> <p>このため、PFOAが化審法の第一種特定化学物質に指定され、その製造、使用等が制限された場合、PTFEマイクロパウダーを使用しているユーザー業界に多大な影響を与えることが考えられます。</p> <p>今後、非意図的に微量のPFOAを含有するPTFEマイクロパウダーに関し、メーカーよりBAT申請が行われその対応が図られること想定いたしますが、その承認にあたっては、ユーザー業界の生産活動等に、この影響が極力少なくなり円滑に移行できる様、速やかに受理していただくなど特段の配慮をお願いしたい。</p>	<p>副生したPFOAについて、化審法では、第一種特定化学物質に該当する化学物質が他の化学物質に副生成物として含まれる場合であって、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減している等と認められる場合は、第一種特定化学物質として取り扱わないこととしています。「副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて(お知らせ) 平成31年3月29日版」に記載のとおり、副生する第一種特定化学物質が微量に含まれることが認められた場合には、速やかに第一種特定化学物質の含有量の低減方策等とあわせて自主管理上限値を設定し、その旨を文書で厚生労働省、経済産業省及び環境省に提出することを求めています。当該文書の提出内容については、事業活動に極力影響が生じないよう、第一種特定化学物質の指定等を待たず事前に相談を受け付けているところです。</p>
9	<p>BAT報告がされた泡消火薬剤の製品リストの作成、公表を早期に行うよう、業界団体に指導していただきたい。規制対象となる泡消火薬剤の扱いについて、ガイドラインを作成し、お示しいただきたい。</p>	<p>ご指摘の内容を踏まえた対応ついて、関係省庁で連携しながら検討させていただきます。</p>

以下、このような個別のご質問がございました。

10	<p>ワックスとして多くの用途に使用されるPTFE(ポリテトラフルオロエチレン)に微量のPFOAが副生され含有されていますが、輸入や国内生産されるPTFEについては、BATに基づく自主管理上限値が設定され管理されると考えます。</p> <p>日本企業の海外の拠点において日本と同様の原料管理（BAT管理）、処方管理が可能で目づ管理状況を記録等で証明出来る状況で生産された二次製品を輸入する場合「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」の改正に関するQ &amp; A」のQ 5 の考え方が準用されると考えて宜しいでしょうか。</p> <p>このような場合の輸入手続き基準等について開示頂きたくお願い致します。</p>
11	<p>副生するPFOAについてはBAT制度が適用されるということでしょうか。自主管理上限値を定めて製造された有機フッ素化合物を原料とした消火器等は、今後示される「技術上の基準」が適用されないということでしょうか。</p>
12	<p>副生PFOAが含まれている有機フッ素化合物を泡消火薬剤の原料として使用している製品は、法第28条第2項及び法第24条第1項の「政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの」に該当するののか。主務省令で定める「技術上の基準」及び「PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」はいつ発出されるか。</p>
13	<p>副生PFOAを含有するPTFE等を使用して生産された印刷インキを海外から輸入する場合、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成30年12月3日）」の3-4に関する「「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」の改正に関するQ &amp; A (平成30年3月)」の5と同様の取り扱いと出来る事を明確にして頂きたい。</p>